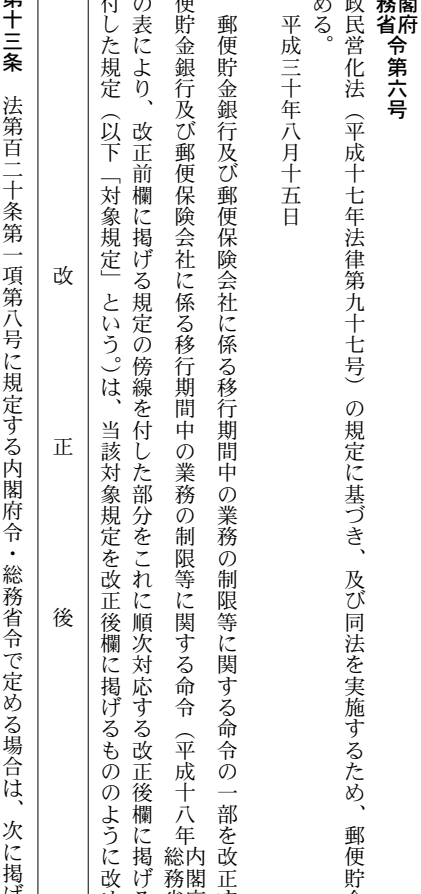
別紙様式第20号（第75条関係）



（記載上の注意）
［1．・2．　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。

○内閣府令・総務省令第六号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

府令・省令

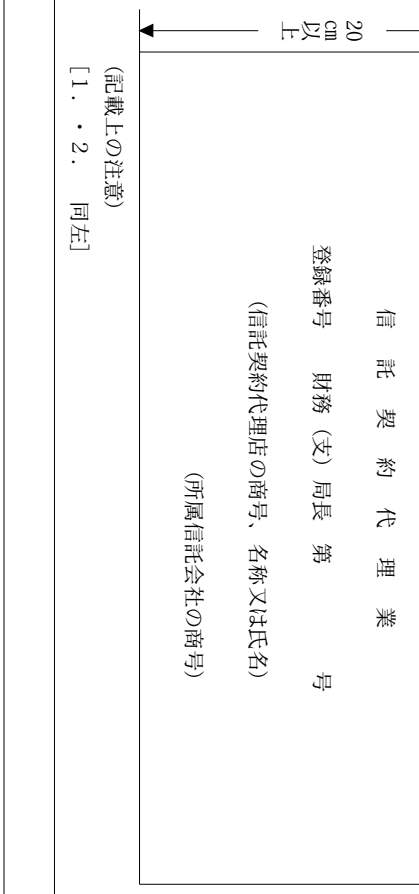
郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第十三条　法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～二十三　略］ 二十四　削除 ［二十五～二十七　略］	**第十三条**　［同上］ ［一～二十三　同上］ 二十四　郵便貯金銀行が銀行法第二十条第一項又は第二項及び第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 ［二十五～二十七　同上］

別紙様式第20号（第75条関係）



（記載上の注意）
［1．・2．　同左］